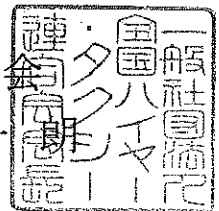


令和5年8月25日

国土交通大臣  
齊藤鉄夫 殿

燃料価格激変緩和措置の延長に関する要望書

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会  
会長 川鍋 一



平素は、タクシー事業に対しまして、格別なるご指導、ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、タクシー事業は、地域に密着した輸送サービスであり、また、国民生活に欠かせない地域公共交通機関として、お客様に安全・安心にご利用いただき、その社会的責任を果たすため日夜努力を続けております。

令和3年11月19日閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、令和4年1月27日からLPガスを使用するタクシー事業を対象として、国土交通省においてLPガスの価格高騰相当分を支援する補助事業を創設いただくとともに、これまで数度にわたる経済対策の毎に補正予算の要求や予備費の使用により本年9月末までご支援を継続いただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

タクシー業界は、令和2年2月以降のコロナ禍に加え、令和3年秋頃からの急激な燃料価格の高騰により、深刻な経営環境に置かれています。

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類となり、徐々に人流は回復傾向にあるものの、全タク連の調査によれば、タクシー事業における本年7月の営業収入は、コロナ禍前の令和元年7月との比較では13.0パーセントの減収となっており、コロナ禍前の水準を回復するには至っておりません。

また、コロナ禍に受けた融資の返済が資金繰りに悪影響を与えているなど、今なお大変厳しい経営状況にあります。

このような状況の下、オートガス価格は、コロナ禍直前の令和2年1月における店頭（現金）価格91.8円に対し、令和5年7月では104.5円（一般財団法人日本エネルギー経済研究所・石油情報センターのオートガス市況調査）であり、コロナ禍前の価格水準まで低下していない状況にあります。

つきましては、ウィズコロナ、アフターコロナ時代を見据え、今後もタクシー事業が国民生活を支える地域公共交通機関としての使命を達成できるよう、燃料価格激変緩和措置について10月以降も継続いただくとともに、燃料油価格激変緩和対策事業において基準価格の算定の見直しが行われる場合には、LPガスについてもあわせて見直しがされるよう強く要望いたします。事情ご賢察の上、何とぞご高配を賜りますようお願い申し上げます。